

第6期事業報告

【目次】

<u>1. 総括</u>	P. 2～3
<u>2. 理事会体制と委員会等の構成</u>	P. 3～4
<u>3. 事業報告</u>	
(1) 映像実演の権利処理を適正に行う事業 [権利処理]	P. 4～5
(2) 使用料等の徴収と適切な分配を行う事業 [徴収・分配]	P. 5
(3) 映像実演の権利者に関するデータの収集と管理 [委任管理]	P. 5
(4) 著作隣接権および肖像権に関する調査研究とその成果の発表 [調査研究]	P. 5
(5) 映像実演の利用と流通に関する調査研究とその成果の発表 [調査研究]	P. 5
(6) 映像実演の権利と利用流通に関する普及広報活動 [広報広告]	P. 6～7
(7) 関係団体および利用者との連絡提携 [関係団体・放送局等]	P. 7
(8) その他、目的を達成するために必要な事業	P. 7～8
別紙 1～3	P. 9～11

第6期事業報告

一般社団法人 映像実演権利者合同機構（PRE）

第6期（2010年6月1日～2011年5月31日）

1. 総括

本機構は、この第6期2010年度に、一般社団法人になって初めての総会を開催し、新公益法人会計による決算・予算を決定し、併せて役員改選を行った。

本機構の主目的である権利処理と、それに伴う徴収と分配業務は、きわめて順調かつ適正に行われた。2010年6月と11月の分配実績は合計約10億5千万円であった。委任実演家・権利者数は今年度末で33,386名、委任事務所数は1,599事務所と、それぞれ前年度から1,995名、55事務所増加した。

わが国がブロードバンド時代を迎え、NHKはじめ各放送事業者が放送番組のインターネット配信を本格化した。そうした動きに対応して、実演家の送信可能化の許諾申請の受付窓口を一元化するために2009年に設立された一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構（略称a R m a アルマ）が、2010年7月から窓口業務を開始し、ネットによる許諾申請受付業務の合理化、迅速化をすすめた。さらに2011年4月からは、放送番組のビデオ化と番組販売の許諾申請の受付窓口業務も開始した。

有線放送同時再送信にかかわる実演家への補償金の徴収と分配に関しては、これまで芸団協・CPRAが処理し、預かってきた。しかし権利者の特定が困難で、個人分配が事実上不可能なため、慎重な検討の結果、CPRAと権利者7団体で合意して、分配を実施した。本機構もその分配金約5億4千万円を受領した。その用途については、「芸能活動の推進と、実演家の地位の向上」のための事業に使うと定められているため、プロジェクト・チームを発足させて検討を行い、順次、用途を決めてきた。また、この分配金の課税問題についても、出塚会計事務所に相談し、対策を講じたが、最終的には四谷税務署と出塚会計事務所の見解に従い、課税対象として申告・納税した。

なお、有線放送同時再送信にかかわる実演家の権利は、著作権法の改正により、平成19年度以降は「報酬請求権」となっているが、CPRAはこの業務を2011年3月末日をもってa R m aに移管した。このため、本機構もこの権利処理をa R m aに復委任することになった。

こうした権利関係の動きに対応するため、本機構は管理委託契約約款の見直しを行い、権利委任者からの新しい契約約款に基づく委任状の提出をお願いした。

広報活動に関しては、前年度に第1号を刊行した『季刊PRE』が、今年度も順調に発行され、内容を充実させてきた。同時にホームページの全面的リニューアルを行った。また2011年4月には、約3年ぶりに「PREセミナー」を再開し、2日間にわたり定員オーバーの受講者を集めて好評であった。

2011年3月11日に東日本を襲った未曾有の地震と津波、および福島第一原子力発電所の

事故による被害は、甚大な被害をもたらした。本機構もその支援のために、日本赤十字を通じて1千万円を寄付した。

そのほか、本機構はC P R Aや音事協、音制連、M P N、a R m a と連携して、実演家の権利の確保と権利処理の課題に、前向きに取り組んできた。

2. 理事会体制・委員会等の構成

(1) 以下の役員による理事会体制にて諸事業を執り行った。

代表理事：浅原 恒男 (社)日本俳優協会 事務局長
副代表理事：内田 勝正 (協)日本俳優連合 副理事長
副代表理事：小野 伸一 (一社)日本マネジメント事業者協会 副理事長
理事：清水 美穂子 (公社)能楽協会 事務局長
理事：菅野 重郎 (社)日本劇団協議会 常務理事
理事：永田 清成 (社)日本喜劇人協会 常務理事
理事：丸山 ひでみ (社)日本映画俳優協会 常務理事
監事：大江 健司 日本人形劇人協会 理事長
監事：神山 寛 日本新劇俳優協会 常任理事

以上 9 名

(2) 以下の委員等により、委員会等を推進した。

① 広報委員会

➤ 委員長

・丸山 ひでみ (P R E 理事)

➤ 委員

・浅原 恒男 (P R E 代表理事)
・大沢 直 (日本人形劇人協会 事務局長)
・兼坂 久美子 ((社)日本劇団協議会 事務局長)
・川中子 雅人 ((協)日本俳優連合 理事)
・久保利 剣助 ((社)日本喜劇人協会 監事)
・清水 美穂子 (P R E 理事)
・菅野 重郎 (P R E 理事)
・永田 清成 (P R E 理事)
・中根 敏晴 ((一社)日本芸能マネジメント事業者協会 理事)

以上 10 名

② 規程見直し検討会

・浅原 恒男 (P R E 代表理事)
・丸山 ひでみ (P R E 理事)
・清水 美穂子 (P R E 理事)

以上 3 名

③ P R E プロジェクト [2010 年 9 月 28 日～2011 年 3 月 14 日]

- ・浅原 恒男 (P R E 代表理事／日本俳優協会 事務局長)
- ・内田 勝正 (P R E 副代表理事／日本俳優連合 副理事長)
- ・小野 伸一 (P R E 副代表理事／日本芸能マネージメント事業者協会 副理事長)
- ・青木 鉄仁 (日本新劇俳優協会 理事)
- ・泉 堅太郎 (日本喜劇人協会 理事)
- ・神山 寛 (P R E 監事／日本新劇俳優協会 常任理事)
- ・熊野 勝弘 (日本芸能マネージメント事業者協会 理事)
- ・斎藤 ゆり (日本喜劇人協会 監事)
- ・清水 美穂子 (P R E 理事／能楽協会 事務局長)
- ・白濱 洋介 (名古屋放送芸能家協議会 専務理事)
- ・竹内 真 (日本俳優連合 事務局長)
- ・辰巳 満次郎 (能楽協会 理事)
- ・田中 弘史 (関西俳優協議会 会長)
- ・永田 清成 (P R E 理事／日本喜劇人協会 常務理事)
- ・福島 明夫 (日本劇団協議会 専務理事)
- ・丸山 ひでみ (P R E 理事／日本映画俳優協会 常務理事)

以上 16 名

3. 事業報告

(1) 映像実演の権利処理を適正に行う事業 [権利処理]

- 1) 管理委託契約約款と委任状について、有線放送同時再送信の権利委任を受ける事を明記した内容へ改定を行い、権利委任者から委任状を再度提出いただいた。
- 2) 文化庁指定団体業務等に関する委任を受け、C P R A への復委任による権利処理を行なった。
- 3) 放送番組全部利用にかかる委任を受け、C P R A への復委任による権利処理を行なった。並行して過渡的受け皿への実務協力も行なった。
- 4) 放送局等利用者からの部分利用申請の受付業務を行なった。(別紙 1)
- 5) a R m a が 2010 年 7 月 29 日から、送信可能化の申請受付窓口業務を開始した事により、P R E は実務協力を行なった。続けて 2011 年 4 月 14 日から、ビデオグラム化・番組販売等の申請受付窓口業務開始に伴い、不明者探索へ協力を開始してアウトサイダー等からの委任受託拡大を図った。
- 6) 「放送番組ビデオ化のお知らせ」を毎月 2 回合計 24 回にわたり権利委任者へメールで通知した。
- 7) 部分利用権利処理システム“P R E X”の改修を行なった。

(2) 使用料等の徴収と適切な分配を行う事業 [徴収・分配]

- 1) CPRAが権利行使によって徴収した文化庁指定団体業務等の使用料の内、本機構への委任者分を受領した。
- 2) CPRAが権利行使によって徴収した放送番組全部利用のビデオグラム化、番組販売および送信可能化等の使用料の内、本機構への委任者分を受領した。
- 3) 放送局等利用者からの部分利用の徴収、およびその他の使用料の徴収をした。
- 4) 前3項により受領・徴収した使用料等の分配を6月と11月に行なった。(別紙2)
- 5) 分配事業の確実かつ円滑な実施のために分配金システムの改修を行なった。

(3) 映像実演の権利者に関するデータの収集と管理 [委任管理]

- 1) 権利委任を受けている実演家や事務所の情報と管理を行うためのシステム改修を行った。
- 2) 実演家の権利処理を適切に行うため、権利委任者から委任状を管理しデータの厳正な整備・管理を行なった。(別紙3)

(4) 著作隣接権および肖像権に関する調査研究とその成果の発表 [調査研究]

- 1) 実演家の権利等の調査研究・権利拡大のため、PRE研究所設立に向けて検討を開始した。
- 2) PREセミナーを再開し、約3年ぶりに以下の通り開催した。
開催日時：2011年4月5日(火)14:00～16:00、4月8日(金)16:00～18:00
会 場：新宿三丁目貸会議室
参加人数：175名(4月5日/86名、4月8日/89名)
テ ー マ：「知らないとソンをする!? 実演家の権利 キホンのキ」
講 師：金沢 淳 弁護士(F i e l d - R 法律事務所)

(5) 映像実演の利用と流通に関する調査研究とその成果の発表 [調査研究]

- 1) NHKオンデマンドの開始と進捗状況、今後の見通しについて、NHKの担当者に聴取し、『季刊PRE』に掲載した。
- 2) PRE第1回シンポジウムの開催に向けて準備を開始した。

(6) 映像実演の権利と利用流通に関する普及広報活動 [広報広告]

- 1) 広報委員会をはじめ、広報編集会議、セミナー委員会、ホームページ委員会を開催し、引き続き映像実演の権利と利用流通に関して普及広報活動を行うべく協議した。
2010年9月16日 第1回広報委員会
2010年9月24日 第7回広報編集会議(第5期継続)
2010年9月27日 第2回広報委員会
2010年10月15日 第1回広報編集会議

2010年12月9日	第2回広報編集会議
2010年12月20日	第3回広報委員会
2011年1月11日	第1回広報セミナー委員会
2011年1月13日	第3回広報編集会議
2011年1月24日	第4回広報委員会
2011年1月26日	第1回広報ホームページ委員会
2011年2月9日	第5回広報委員会
2011年3月14日	第4回広報編集会議(震災の影響により中止)
2011年4月1日	第2回広報セミナー委員会
2011年4月27日	第5回広報編集会議
2011年5月25日	第3回広報セミナー委員会

- 2) 広報誌『季刊PRE』を発行し、委任登録事務所と関係各方面に配布した。
第3号 2010年7月16日、第4号 2010年10月7日、第5号 2010年12月27日、
第6号 2011年4月7日発行。
- 3) ホームページのリニューアルオープンを2010年12月24日に実施。全面的なデザインの刷新、新たなコンテンツの追加を行い、コンテンツの充実を図った。
- 4) 本機構の業務内容等を紹介したパンフレットのリニューアルを行った。日本語版とあわせて英語版も新たに作成した。
- 5) 本機構の広告掲載を以下の通り行った。
 - ① 社団法人 日本俳優協会：2011年版「俳優手帳」
 - ② 公益社団法人 能楽協会：能・狂言 大分公演、香川公演、能楽協会会報(第13号、第14号)、第8回ユネスコ記念能、『無形文化遺産 能楽』第3回公演、第51回式能
 - ③ 社団法人 日本映画俳優協会：夫婦善哉上映とトークの会、映画上映とトークの会、会報「映画俳優」No.55、映画俳優(60周年記念号) No.56
 - ④ 社団法人 日本喜劇人協会：小櫻京子劇団第39回公演、平成22年度入会案内、喜劇人(平成22年錦秋号)、“喜劇人の碑”銘刻の式典及び故森繁久弥顧問を偲ぶ集い、喜劇人ワークショップ講座
 - ⑤ 社団法人 日本劇団協議会：Join(69号、70号)、演劇公演「オトカ」リーフレット
 - ⑥ 日本新劇俳優協会：会報「日本新劇俳優協会」No.24、観劇のお知らせ
 - ⑦ 協同組合 日本俳優連合：チャリティーウォーキングチラシ、日俳連News(No.138~141)
 - ⑧ 関西俳優協議会：関俳協ニュース(No.109、110、112、113、114、115)、第4回優秀演技賞受賞者研鑽発表公演
 - ⑨ 日本人形劇人協会：会報「日本人形劇人」88号、連続セミナー「私たちが届けるもの・人形劇」
 - ⑩ 一般社団法人 日本芸能マネージメント事業者協会：会報「マネ協」Vol.30
 - ⑪ VIPタイムズ社：2011年度版日本タレント名鑑

(7) 関係団体および利用者との連絡提携 [関係団体・放送局等]

- 1) 芸団協・実演家著作隣接権センター（C P R A）

昨年度より引き続き、C P R A運営委員会に内田副代表理事が出席し、C P R A各委員会へは、小野副代表理事、丸山理事、才丸事務局長、三代川職員が委員として出席した。
- 2) 一般社団法人 映像コンテンツ権利処理機構（a R m a）
 - ① 運営会議に浅原代表理事、内田副代表理事が運営委員として参加した。
 - ② 放送実演の受付業務を迅速かつ円滑に行う為、協議連携を行なった。
 - ③ 本機構に委任をしている放送実演の権利委任者の権利処理を円滑に行うにあたり a R m a へ権利委任者の情報提供をする必要があるため、機密保持契約を結んだ。
 - ④ 有線放送同時再送信報酬関係業務を行うにあたり、a R m a へ委任をすることに伴いC P R Aへの委任を終了した。
- 3) 総務省
「放送コンテンツ権利処理円滑化連絡会」に浅原代表理事、内田副代表理事が出席した。
- 4) 社団法人 日本芸能実演家団体協議会（芸団協）
 - ① 芸団協の新法人移行プロジェクトへ才丸事務局長が出席した。
 - ② 芸団協の役員推薦会議へ才丸事務局長が出席した。
- 5) International Federation of Actors[F I A]（国際俳優連盟）

理事国会議へ内田副代表理事と才丸事務局長がオブザーバーとして参加した。

 - F I A理事国会議
2011年4月16、17日 於：シドニー（オーストラリア）

(8) その他、目的を達成するために必要な事業

- 1) 規程見直し検討会を設置して、一般社団法人にふさわしい規程にするべく見直しを行なった。
 - ① 広報・広告規程
 - ② 管理委託契約約款
 - ③ 役員選任規程
 - ④ 社員総会規程
 - ⑤ 役員等の報酬等に関する規程
 - ⑥ 出張旅費規程
 - ⑦ 委員会運営規則
 - ⑧ 慶弔見舞金規程

⑨ 使用料等分配規程

2) 権利者特定が困難な放送実演補償金等

有線放送同時再送信にかかわる補償金などの権利者特定が困難な分配金について、CPRAと「合意書」を締結して、548,971,365円を受領した。

この補償金等についての課税の扱い、使用用途については浅原代表理事と内田、小野両副代表理事において検討した。課税関係に関しては、顧問会計士をはじめ、関係各所へ相談を行った。またこの補償金等の性格を明確にした「確認書」を、CPRAとかわし対策を講じたが、結果としてこの補償金等は、本機構の体系上、課税対象として扱う事を余儀なくされた。

また、合意書とともに交わした「覚書」により、受領した金額の7%相当を芸団協に拠出した。

本件の使用用途については、別途プロジェクトを設置して協議を行い、次の4項目に振り分けて事業を行い、この補償金等の目的を達成する事とした。A：寄附、B：研究所・シンポジウム、C：事業助成・支援、D：コンテンツ制作・協力・支援。上記4項目のうち、今期は以下を行った。

A：寄附

- NPO法人芸術家のくすり箱「くすり箱ヘルスケアセミナーvol.6」への寄附
- ALAI Japan 2012 日本大会への寄附
- C：事業助成・支援
- 社員団体支援

3) 本機構が賛助会員としている団体へ会費を支払った。

公益社団法人能楽協会、社団法人日本映画俳優協会、社団法人日本喜劇人協会
社団法人日本劇団協議会、協同組合日本俳優連合、名古屋放送芸能家協議会
関西俳優協議会、日本人形劇人協会、一般社団法人日本芸能マネジメント事業者協会、一般社団法人モデルエージェンシー協会、社団法人日本芸能実演家団体協議会、社団法人著作権情報センター、四谷法人会

以上 13 団体

4) 東日本大震災への義援金として1,000万円を日本赤十字社へ寄付を行なった。

5) 事務局職員の業務能力向上の為、セミナーや研修を受講した。

以上

別紙 1

第6期 PRE 部分利用申請状況 (2010年6月1日～2011年5月31日)

	第6期 総数
総件数	3,193件
総人数(のべ人数)	12,539人

	2010年6月	2010年7月	2010年8月	2010年9月	2010年10月	2010年11月
件数	246	220	250	262	215	268
(前月比)	+26	-26	+30	+12	-47	+53
人数	861	1054	1024	880	628	693
(前月比)	-113	+193	-30	-144	-252	+65

	2011年12月	2011年1月	2011年2月	2011年3月	2011年4月	2011年5月
件数	365	219	262	298	297	291
(前月比)	+97	-146	+43	+36	-1	-6
人数	2370	669	728	1771	869	992
(前月比)	+1677	-1701	+59	+1043	-902	+123

第6期分配実績報告(2010年6月 第18回、2010年11月 第19回)

①2010年6月 第18回分配

2009年10月から2010年3月までに徴収した使用料を2010年6月1日に分配した。

ジャンル	2010年6月分配
商レ二次使用料	¥43,085,241
録音権使用料	¥75,250,223
貸レコード使用料	¥6,905,996
私的録音補償金	¥474,430
私的録画補償金	¥144,952,846
ビデオ化使用料	¥106,793,414
番組販売使用料	¥109,926,318
送信可能化使用料	¥16,939,896
映像等部分利用等使用料	¥33,606,146
分配額合計	¥537,934,510

分配対象人数	13,667名
分配対象事務所	1,488事務所

②2010年11月 第19回分配

2010年4月から2010年9月までに徴収した使用料を2010年11月30日に分配した。

ジャンル	2010年11月分配
商レ二次使用料	¥0
録音権使用料	¥0
貸レコード使用料	¥5,476,438
私的録音補償金	¥389,045
私的録画補償金	¥0
ビデオ化使用料	¥444,202,481
番組販売使用料	¥36,146,841
送信可能化使用料	¥0
映像等部分利用等使用料	¥26,272,275
分配額合計	¥512,487,080

分配対象人数	11,274名
分配対象事務所	1,006事務所

③分配ジャンル

ジャンル	分配額	割合
音楽(商レ二次使用料・録音権使用料・貸レコード使用料)	¥130,717,898	12.4%
私的録音録画補償金	¥145,816,321	13.9%
映像(ビデオ化使用料・番組販売使用料・送信可能化使用料)	¥714,008,950	68.0%
部分利用等使用料	¥59,878,421	5.7%
合計	¥1,050,421,590	100%

別紙 3

第6期 PRE 委任者増減状況 (2010年6月1日～2011年5月31日)

	2011年5月	2010年5月	1年間での増減
事務所数	1,599	1,544	+55
実演家数	33,386	31,391	+1,995

	2010年6月	2010年7月	2010年8月	2010年9月	2010年10月	2010年11月
事務所	1550	1552	1557	1554	1559	1563
(前月比)	+6	+2	+5	-3	+5	+4
実演家数	31639	31846	32075	32191	32320	32672
(前月比)	+248	+207	+229	+116	+129	+352

	2010年12月	2011年1月	2011年2月	2011年3月	2011年4月	2011年5月
事務所	1564	1559	1576	1589	1594	1599
(前月比)	+1	-5	+17	+13	+5	+5
実演家数	32832	32920	33019	33171	33270	33386
(前月比)	+160	+88	+99	+152	+99	+116

